

4月から始まる 子ども・子育て支援**新**制度 をもっと知りたい！

▶問合せ／こども課子育て支援担当 ☎ 22-5111

新制度でこう変わります！

3つのポイント

1 教育・保育の場の選択肢が広がります

幼稚園・保育所に加えて、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」が市内にでき、幼稚園的な利用と保育所的な利用の両方ができるようになります。

2 「子育て支援事業」の充実を目指します

例えば

- ・地域で気軽に子育て相談や親子の交流ができる「子育て支援センター」— 利用時間などを拡充
- ・「延長保育事業」
— 保護者のニーズに合わせた開所時間の拡充
- ・預かりや送迎を行う「ファミリー・サポート・センター」
— 支援メニューの充実
- ・「病児保育室」— ニーズに合わせたサービスの拡充

3 「子育てコンシェルジュ」を配置します

相談や案内、関係機関との連絡調整を行う「子育てコンシェルジュ」をこども課窓口配置します。子育て中の人が、状況に適した教育・保育施設や子育て支援事業を選択し、円滑に利用できるように支援します。



皆さんの声をお聞かせください！

「米沢市子ども・子育て支援事業計画」のパブリック・コメントを実施中です。この計画は「子どもの笑顔が輝くまち はぐくみのさと米沢」を目指し、子ども・子育て支援を推進するものです。

▶募集期間／2月16日(月)まで

▶計画の閲覧場所／市ホームページ、市役所2階こども課、各コミュニティセンター、保育所、幼稚園、学童保育所、子育て支援センターなど

▶意見の提出先・方法／こども課に持参、郵送、電子メールなど

【電子メール】kodomo-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

Q & A 新制度の疑問にお答えします！

Q1 新制度になると、保育所や幼稚園の入園手続きがどう変わりますか？

保育所・認定こども園を利用する場合は、「子どものための教育・保育給付」の支給認定が必要になりました。市こども課に申請し、認定を受けてください。認定区分により、利用できる施設が決まります。

(⇒次ページのフローチャート参照)

現行制度のままの幼稚園を利用する場合は、今までどおり各園で手続きを行います。

Q2 認定こども園はどんな施設で、何歳から入園できますか？

認定こども園は、3歳未満については保育を行い、満3歳以上からは教育と保育を一体的に行う施設です。そのため、満3歳以上では、保護者の状況に変更があっても、通いなれた園を継続して利用できます(保育所は保育が必要な理由がなくなれば利用できなくなります)。受入年齢は施設により異なります。今後、認定こども園に移行する施設については、ホームページなどで随時お知らせします。



わたし、どこに預けることができるのかしら？

認定区分 フローチャート

(保護者の就労を例にした場合)

施設を利用する際は、「認定」が必要になります。

早わかり!

スタート! 子どもの年齢は?

3～5歳 …… 0～2歳

働き方は?

両親のどちらかが働いていない

両親とも働いている
またはひとり親家庭

働き方は?

両親のどちらかが働いていない

両親とも働いている
またはひとり親家庭

1ヶ月の就労時間

48時間未満 …… 48時間以上

1ヶ月の就労時間

48時間未満 …… 48時間以上

選択できます

F 認可外保育施設や
G 一時預かり事業
を利用できます

1号認定

2号認定

3号認定

A 新制度に移行する幼稚園
C 認定こども園(朝～昼すぎ)
を利用できます

B 保育所
C 認定こども園(朝～夕)
を利用できます

B 保育所
C 認定こども園(朝～夕)
D 地域型保育事業
を利用できます

E 現行制度のままの幼稚園 ※認定は必要ありません

就労以外でも妊娠・出産、疾病・障がい、介護、災害復旧、求職活動、就学などで2号・3号認定を受けることができます。

認定を受けて利用する施設・事業

名称 (対象年齢)	A 新制度に移行する幼稚園 (3～5歳)	B 保育所 (0～5歳)	C 認定こども園 (0～5歳)	D 地域型保育事業 (0～2歳)
特徴	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。	就労などで家庭で保育できない保護者にかわり、乳児・幼児を保育する施設です。	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設です。	19人以下の少人数保育を行います。「小規模保育事業」「事業所内保育事業」など。
保育内容	4時間程度の教育のほか、教育時間前後や夏休みなどの預かりを行います。	11時間の保育のほか、保育時間後の延長保育を行います。	4時間程度の教育と11時間の保育、預かりや延長保育を行います。	11時間の保育のほか、保育時間後の延長保育を行います。
市内の施設	27年度該当する幼稚園はありません。	認可保育所は全て新制度に移行します。	27年4月から「かしのみ幼稚園」が移行予定です。	27年度に認可予定の施設はありません。

認定を必要としない施設・事業

名称 (対象年齢)	E 現行制度のままの幼稚園 (3～5歳)	F 認可外保育施設 (0～5歳)	G 一時預かり事業 (0～5歳)
特徴	小学校以降の教育の基礎をつくる幼児期の教育を行う学校です。	保育を必要としない場合も利用できます。園独自の方針で保育を行います。	病気や冠婚葬祭、育児疲れなどで保育が必要なとき、一時的に預かります。
保育内容	4時間程度の教育のほか、教育時間前後や夏休みなどの預かりを行います。	11時間程度の保育のほか、延長保育や一時保育を行う園もあります。	午前8時半から午後5時までの8時間または、4時間の利用です。
市内の施設	27年度は「かしのみ幼稚園」以外が該当します。	市内には、届出をし、指導監督基準を満たす施設が9園あります。	市内の保育所3園で行っており、料金は共通です。



米沢市での子育て お金に関するあれこれ



子育て中に気になるのはやはりお金のこと。子育て中に利用できる制度をまとめました。

1 米沢市の場合、1号～3号認定を受けた児童の保育料を、国が定めた基準よりも安く設定しています！

1号～3号認定を受けた児童の保育料は、保護者の所得に応じた負担となっており、市が定めた保育料を納めていただくこととなります（ホームページに一覧表を掲載しています）。

米沢市の保育料は、国が定めた基準に対し、独自の市負担を行い、国基準額の平均で約8割～9割の範囲で設定し、保護者の負担軽減を行っています。

例

両親の合算市民税所得割額が128,000円（合算年収約580万円） 子どもが2歳の場合	国の定めた月額の保育料基準 44,500円	米沢市の月額の保育料 35,000円
------------------------------------------------	--------------------------	-----------------------

9,500円は市が負担

2 多子世帯は保育料の軽減があります！

1号認定

小学3年生までのお子さんから数えて第2子が半額、第3子以降が無料となります。

2号・3号認定

同時在園の場合、第2子は半額、第3子以降が無料となります。小学3年生までのお子さんから数えて第3子以降の保育料についても市の独自施策で無料となります。

例 (2号・3号認定の場合)

小学3年生 A子	在園中 B男 保育料は保護者が全額負担 在園中第1子	在園中 C子 保育料は無料 在園中第2子
-------------	-------------------------------------	-------------------------------

A子から数えると第3子に

3 現行制度の幼稚園を利用する保護者への経済的支援

幼稚園就園奨励費補助制度

保護者が園に支払った保育料に対する補助制度で、市では国の基準限度額まで補助を行います。

- ▶申請方法／入園している園を通じて申請
- ▶申請時期／6月頃

例

両親が共働き 合算市民税所得割額が197,200円（合算年収約645万円） の場合	在園中 1人目 幼稚園年長 補助額 62,200円
	2人目 幼稚園年少 補助額 185,000円

支払った保育料を上限として年間247,200円（合算）を支給

子育て支援補助制度

幼稚園に兄弟姉妹で同時在園している場合第2子以降が対象となる補助制度です。

- ▶申請方法／入園している園を通じて申請
- ▶申請時期／6月頃

4 認可外保育所を利用する保護者への経済的支援

同時期に兄弟姉妹で認可外保育所を利用している場合や、兄姉が幼稚園や保育所を利用し弟妹が認可外保育所を利用している場合は、第2子の保育料（年額144,000円上限）、第3子以降の保育料（年額288,000円上限）の補助があります。

- ▶申請方法／入園している園を通じて申請
- ▶申請時期／前期分（4～9月） 10月上旬
後期分（10～3月） 3月上旬